

令和5年4月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年4月24日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	12番	原 範 子
13番	池 田 治 和	14番	田 内 一 郎
15番	溝 口 竜 生	16番	間 山 房 枝
17番	立 花 紀 貴	18番	高 橋 克 美
19番	國府田 代治郎	20番	吉 川 弘

欠席委員（1名）

11番	石 津 昭 彦
-----	---------

事務局職員（3名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
主 幹	大 川 泰 裕		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について
議案第5号 農用地利用配分計画（案）について
議案第6号 現況確認証明願（非農地証明）について

- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について

第4 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時42分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年4月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、11番石津昭彦委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に8番池田勇委員、12番原範子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望により申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画は米、キャベツ、甘藷です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より電話があり、現地調査を4月10日月曜日に行ないました。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。申請地は休耕地ですが、手入れすれば耕作ができる状態であり、経営拡張するものであります。担当委員としては問題ないと判断いたしました。委員の更なるご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)区分地上権の設定について、番号1及び、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。まず議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)区分地上権の設定について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする(2)区分地上権の設定、番号1の区分地上権者及び所有者、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。区分地上権者は、営農型太陽光発電設備の設置のため所有者から賃貸借により申請地に区分地上権を設定したいとのことでございます。続きまして関連ということで、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の賃借人及び賃貸人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用ということで、賃貸借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は、許可日から令和7年10月23日までとなっております。なお、下部の農地ではブルーベリーを営農する計画となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。4月21日に申請担当者と現地確認をしました。営農型太陽光発電の3年毎の更新でございます。現地では、鉢植えでブルーベリーを栽培しているということです。担当委員としては問題ないと思いますが、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取による一時転用ということで、賃貸借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は許可の日から12ヶ月以内となっております。なお、お手元の資料地図の黒塗り部分の対象地につきましては、賃貸人欄の下段記載の方が所有者で、それ以外が賃貸人欄の上段記載の方が所有者となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。申請者より連絡があり現地にて説明を頂きました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
暫時休憩します。

<休憩：午後3時51分>

<再開：午後3時54分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。4月5日に申請代理人から連絡があり現地確認をしました。現地は、四方に住宅に囲まれておりまして、転用については特段問題ないかと思えます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。4月14日に申請代理人より連絡があり現地立会いをしました。この土地の隣接地は、過去に第5条申請で自己用住宅の許可をしているところで、担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は戸建住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より連絡があり現地調査を4月10日に行ないました。申請内容については事務局説明のとおりでございます。申請者は不動産業をしており、戸建て住宅の販売をするものと伺っております。申請地は、農用地区域外で区域指定地内であり、住宅地域内で開発行為の

許可申請が同時に提出しておりますので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の地上権者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、賃貸借による地上権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1番 はい、1番玉造です。先日、申請者から連絡があり現地確認してまいりました。内容については、事務局の説明のとおりです。総面積で5反歩弱ですが、現状は荒地状態でありまして、担当委員としては何ら問題ないかと思えます。よろしく審議の程お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。内容につきましては事務局の説明のとおりです。この申請地については、先程の第5条申請があった土地の近隣地になりますので担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-8の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、贈与による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明ですが、この案件は私の担当地区ですので、隣接委員の鈴木委員をお願いいたします。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。隣接委員として説明します。内容については事務局説明のとおりです。本件については、譲受人と譲渡人が親子関係であり、親所有の農地の一部を贈与して分家住宅を建てるということです。問題ないかと思いますが、よろしく審議の程お願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。議案第3号、農地法第4条の許可を受けようとする申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。申請代理人より連絡があり現地確認しました。申請内容は事務局説明のとおりです。申請地周辺は住宅に囲まれており、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、この規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強化促進事業によるものでございます。今回の集積計画は、6名に対しての利用権設定となっており、その他、利用権設定農用地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、農用地利用配分計画（案）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理機構の促進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている5筆について利用権を設定するため、意見を求められているものです。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題いたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第6号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は4月24日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の大塚委員、別件担当の立花委員、事務局2名と私の7名で行いました。番号1高浜地内の農地の状況は、宅地内の進入路となっており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号6の調査にあたっては、4月6日木曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、高橋委員、大塚委員、事務局2名と私の7名で行いました。また、担当地区委員の原委員、田内委員は、当日都合が悪いということで高橋委員に代わりに確認をして頂いております。なお、法務局照会の番号7ないし番号8の調査につきましては、先程の議案第6号と同様に行ないました。

担当地区委員の原委員が当日都合が悪いということで立花委員に代わりに確認をして頂いております。最初に、法務局照会番号1須田地内の3筆の農地の状況は、議案書の地番欄上段記載の対象地につきましては、建物が建っており非農地と判定いたしました。また、議案書の地番欄中段記載の対象地につきましては、沼地状態であり非農地と判定いたしました。なお、議案書の地番欄下段記載の対象地につきましては、ビニールハウスが建っており農地として使用されているため農地と判定いたしました。次に、番号2矢田部地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3息栖地内の農地の状況は、竹木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4波崎地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5波崎地内の農地の状況は、沼地と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号6波崎地内の農地の状況は、耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号7筒井地内の農地の状況は、すでに進入路として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号8波崎地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第5号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年3月13日に届出があり受理しております。次に番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年3月27日に届出があり受理しております。次に番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年4月3日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区

域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年3月16日に届出があり受理しております。次に番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年3月16日に届出があり受理しております。次に番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は店舗敷地及び駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年3月20日に届出があり受理しております。次に番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年3月22日に届出があり受理しております。次に番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年4月3日に届出があり受理しております。次に番号6についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権移転ということで、令和5年4月10日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地合意解約通知書の受理について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりです。なお受理件数は、4件で全ての通知について令和5年3月24日に受理しております。続きまして報告第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について事務局よりご説明いたします。

「最適化活動の目標の設定等」につきましては、農林水産省より毎年3月中に翌年度の目標を設定し、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、4月末までに結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するよう通知があったところでございます。つきましては、この度、令和5年度の目標を設定いたしましたので、議案書のとおり報告するものであります。なお詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますので、お目直しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、日程第4、決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局よりご説明いたします。こちらにつきましては、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。こうしたことから、令和元年12月16日付けで、茨城県農業会議会長からも農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について、県内全市町村に文書が送付されているところでございます。この内容といたしましては、県内各市町村農業委員会総会においても同様の決議を実施し、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるようするとともに、毎年1回以上同様の取り組みを実施し、総会議事録に残すようお願いしたいとのことでございました。このため、今回も同内容の決議を実施するものであります。事務局からは以上でございます。

議 長 続いて、間山農政副部長より、決議文を読み上げていただきます。
間山農政副部長。

農政副部長 はい、農政副部長の間山です。決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について朗読させていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年4月24日、神栖市農業委員会、以上です。

議 長 ただいま農政副部長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもって、令和5年4月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時24分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人